

元の順帝とその時代

藤 島 建 樹

順帝は元朝最後の天子である。彼が中原を退くとともに、元朝の名も中国史上から消えてゆく。しかるに彼の在位は前後三十五年にも及び、元朝十一人の天子のうちでは最も永かった。このような順帝についての評価はおおむね、亡国に導いた天子であり、何らなすすべを知らない庸君であったとしている。しかし、一方では必ずしもそうではなかったとするものもある。「庚申外史」の著者権衡もその一人である。彼によると順帝は昏愚でも、優柔不断でもなかったという^①。しかし、だからといって賢帝であるとはいってはいない。また一方、聖聡と称して順帝の聡明さを強調する「較耕録」^②の著者陶宗儀のような存在もある。このように評価の分かれる順帝はいかなる時代に、いかな

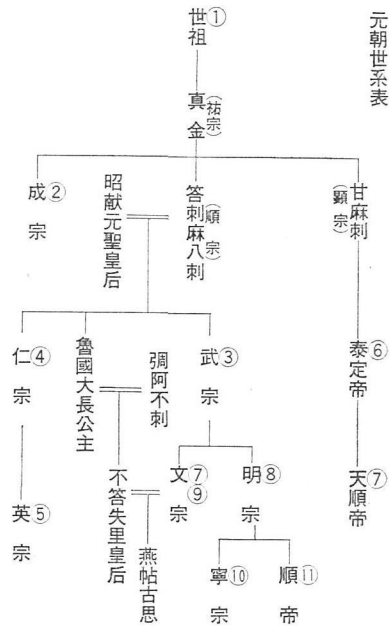
る態度で生きたのであろうか。先の権衡が「恐懼の心」「寛平の心」「驕惰の心」と順帝の処世の変遷を三つに分することによって説明せんとしているのは一見解といえよう。

元朝史の研究もその後半期、ことに順帝時代を論及したものはきわめてまれである。本稿は、順帝時代史研究への前提となるべき基礎的作業として、順帝即位後約十年の間に展開される政治状勢を分析することを意図としたい。

一

順帝(惠宗・庚申帝)^③名はトゴンテムル(妥懽帖睦爾)。彼は至順四年(一二三三)六月、寧宗のあとを継いで即位

元朝世系表



した。しかし、そこに至る経過は決して尋常なものではなかつた。それは彼が第八代の天子明宗の長子であつたことに由来する。明宗が、第三代武宗の長子でありながら、権臣たちによる権力抗争の犠牲となり、あるときは中原を追われ、時いたつて大位を継承してもわずか八ヶ月で暗殺されるという悲劇的生涯をおくつたことは、すでに論述したとおりである。この明宗の悲劇の余波が、当然順帝にも影響を与えずにはおかなかつた。

51 (藤島) 明宗のあとを承けた文宗の時代、明宗謀殺の立役者であつたエンチムル(燕鉄木兒)が政権を掌握し、明宗の係累には暗黒時代が訪れていた。トゴンチムルも至順元年(一三

三〇)四月、高麗の大青島に、さらに一年して移され、中国南部の静江(广西・桂林)へと貶謫されている。これは、彼が明宗の実子ではなく南宋の末帝、恭帝(瀛国公)の遺子であるとする風説が流れたことや、彼を擁立して反乱の企があつたことなどが理由とされているが、いずれにしろ、明宗をなきものにし、文宗体制を擁護せんとするものにとつて、トゴンチムルの存在が邪魔であつたことは当然であり、このような処置がとられたのであろう。

四年の治政ののち、至順三年(一三三二)八月、文宗は歿する。その臨終のきわに彼は皇后不答失里、太子燕帖古思およびエンチムルを呼び、明宗謀殺が、一生最大の錯誤であり、昼夜これを悔んでいると述べたあと、

燕帖古思、朕もとよりこれを愛すと雖も、今日の大位、すなわち明宗の大位なり。汝輩らもし朕を愛めば、願うらくは、明宗の子、妥歡帖木兒を召し来り、大位に登らしめんことを。(「庚申外史」元統元年の条)

と、遺詔したという。これによつてトゴンチムルにもチャンスが訪れたかと思われたが、権勢を保持し、旧悪の露見することを危惧したエンチムルは遺詔を隠蔽し、トゴンチムルの弟イリジバ(懿璘質班・寧宗)を擁立することによつてその場をしのぐことにした。しかしこの企みも寧宗が

即位後わずか一ヶ月で夭折したことにより再び振り出しに戻ってしまった。

そこで、エンチムルは一挙に燕帖古思擁立をはかったが、我が子の傷つくことを恐れた皇后の認めるところとならなかった。やむなくトゴンチムルをたてる決意をかためた彼は広西へ使を派し、自らも途中まで出迎えた。その時の有様を「元史」順帝本紀には

燕鉄木児すでに帝に見え、馬を並べ徐行す。具に迎立の意を陳ぶ。帝、幼くしてこれを畏る。一として答うる

なし。是に於て燕鉄木児これを疑う。(「元史」卷三八)

と述べ、両者それぞれに相手を畏れ疑い、複雑な心境をいだいて接していたことを伝えている。さらに続いて、

故に帝、京に至るも久しく立つを得ず。たまたま太史また言く、帝、立つべからず、立てば則ち天下乱る、

と。故をもつて議、未だ決せず。遷延すること数ヶ

月、国事、皆、燕鉄木児に決し、文宗后に奏してこれを行ふ。

とあり、無事入京したものの即位し得る状態には至らなかつた。この間おそらくエンチムルは、時をかせぎつつ再度何らかの策謀をめぐらしていたのであろう。しかしこの膠着状態は、エンチムルの突然の死によって打開される。

后、大臣と議して(順)帝を立つることを定む。且、曰く、万歳の後、其、位を燕帖古思に伝えよ、と。

(「元史」卷三八)

と記す如く、次に燕帖古思に讓位することを条件として、トゴンチムルの即位を定めたのである。こうして、上京以来約半年して、至順四年(二三三三)六月八日、トゴンチムルは上都で即位した^⑩。彼十四才であった。しかしこのような状勢では彼は名のみ天子でしかあり得ない。即位の詔の直後には

時に阿魯輝帖木児なるもの有り。明宗の親臣なり。帝に言いて曰く、天下の事重し、宜しく宰相に委ねこれを決せしめ、庶くはその成功を責むべし。若し、躬自ら聽断せば、則ち必ず悪名を負わん、と。帝これを信じ、これより深く宮中に居り、つねに事を専らにする所なし。(「元史」卷三八)

と見える一文は、順帝および明宗の臣下であった人々の立場を如実に伝え、その前途多難を予測せしめる。事実、即位二日後に発令された人事によれば、エンチムルの弟、撤敦が中書左丞相、息子の唐其勢が御史大夫、さらにエンチムルと共に文宗擁立に功あったバヤンが中書右丞相に任命され、順帝の周囲はすべて文宗派の人々によって占められ

た。加えて、順帝の皇后としてエンチムルの娘が入内している。^⑧

太后(文宗后)、大臣に謂いて曰く、正宮未だ人有らず、何ぞ選びてこれを立てざらんや、と。衆、対えて曰く、今、太師丞相(エンチムル)に女有り、端嚴正大にして、天下の母たるべし、と。是に、太師の女、伯牙吾氏を立て后となす。后、権臣の家の女にして驕貴を習う。また帝の年幼なるを軽んず。(「庚申外史」元統元年の条)

このような状態では、いかに賢命なる天子でも如何とも為し難い。至順四年(二三三三)九月の記事に

庚申、太師・右丞相伯顔、太傅・左丞相撒敦に詔して、国家の大事を専理せしむ。(「元史」卷三八)

とあり、また、十月に元統と改元して翌十一月乙卯には、

秦王・右丞相伯顔、榮王・左丞相撒敦に詔して百官を統べ、庶政を総べしむ。(「元史」卷三八)

と記して、もっぱら両丞相に全権を委ねている様子を知ることが出来る。

こうした中で権勢は次弟にバヤンに傾いていった。順帝の信任も彼にあったと思われる。おそらく彼がエンチムルの姻戚でないことが幸いしたのであろう。このことはエン

チムルの係累にとつて隠やかならざることであった。

元統二年(二三三四)五月辛卯、唐其勢を以て撒敦に代え、中書左丞相たらしめ、撒敦、中書省の事を商量す。(「元史」卷三八)

同年六月乙亥、唐其勢、辞して左丞相を拝せず。また撒敦に命じて左丞相となす。(「元史」卷三八)

このような動きは、おそらくバヤンに対する牽制策であったと思われるが、成功せず唐其勢にはあせりが加わっている。「庚申外史」にはそれを伝えて、

(伯顔)一旦相と為り、唐其勢の上に居る。唐其勢、怒りて曰く、天下、本より我家の天下なり。伯顔、何人にして、位、我が上に居らんや、と。或時、甲に裏み、刀を帯び、伯顔の家に至る。或は夜、都人の家に入りて飲す。(元統二年の条)

と記している。

やがて撒敦が歿し、その地位は唐其勢に継がれた。^⑨しかし元統三年(至元元年・一三三五)五月の記事によれば

甲辰、伯顔、右丞相を以て唐其勢に譲らんことを請う。詔して允さず。唐其勢に命じて左丞相たらしむ。

(「元史」卷三八)

とあり、順帝の信任、バヤンに有ることが明白となった。

ここに至って唐其勢は謀反によってその勢力の回復をはからんとする。

(唐其勢) 遂に撤敦の弟、答里と潜に異心を蓄え、親する諸王晃火帖木兒と交通し、援立を謀り、以って社稷を危うくせんとす。(「元史」卷一三八、燕鉄木兒伝)

そして、ついに元統三年六月三十日を期して拳兵し、唐其勢、みずから兵を率いて宮闕に突入した。しかし、事前に察知していたバヤンらの捕えるところとなり誅せられた。

外にあった余党も敗れ、晃火帖木兒も自ら命を絶って何らなすところなく終ってしまった。「元史」本紀には、元統三年(一三三五)六月の条に

庚辰、伯顔奏す、唐其勢、及び其弟塔刺海、逆を謀る。これを誅し、皇后伯牙吾氏を執え、別所に幽す、と。(「元史」卷三八)

と簡略に記すが、事の経緯はエンチムルの伝の末尾に詳しく。とにかくエンチムルによって築かれた権勢は、この失敗によって完全に崩壊し、順帝にとってもっとも畏るべき勢力の一つが消えさったのである。

二

唐其勢一族の失脚は、必然的にバヤンの地位を確固たる

ものにし、バヤン専政の時代へと移行させる。

唐其勢の乱を鎮圧した翌七月、

壬寅、伯顔に専命し、中書右丞相と為し、左丞相を罷めて置かず。(「元史」卷三八)

とあり、二丞相制を廃し、バヤン一人に全権をゆだね、次いで内外ともにエンチムル派の掃除が行われた。

七月乙巳、燕鉄木兒、唐其勢、挙用の人を罷めしむ。

(「元史」卷三八)

はその一例である。この間に、バヤンには答刺罕の称号が加えられ、いよいよその権威をたかめてゆく、

詔に曰く、……伯顔、武宗の為に北辺を捍禦し、文皇を翼戴す。茲に又、大憝を克清し、国憲を明飭す。爰に答刺罕の号を賜う。子孫に至るまで世々永えに頼まんと。(「元史」卷三八)

と述べ、順帝のバヤンに対する信任ぶりを吐露している。バヤンが祖父武宗に仕え、次で父明宗の周王時代に扈從したことも順帝に心を開かず一因であったと思われる。こうした信任を背景に伯顔による政治が始められた。その最初に示されるのが科挙の廃止である。

元統三年(一三三五)十一月庚辰、詔して科挙を罷む。

(「元史」卷三八)

とあって、これが伯顔の発案であることは、彼の馬丁が科挙に応じたことを知って、科挙廃止に踏みきったという「庚申外史」の記事とともに、次の文に明らかである。

同月乙酉、伯顔、請うに、内外の官悉く循資銓注すべし。今後、保孝により選法の渋滞を得ざらしめよ、と。これを従す。「元史」卷三八

とある。これは資格審査を重視し、保孝、すなわち上級官の推挙によって官吏に任用しようとするものである。仁宗時代に始められた元朝の科挙が、必ずしも円滑に運営されていなかったことも背景をなしてはいようが、この見解の本質はバヤンの考え方に由ると思われ、彼の思考傾向を知るうえで重要な意味をもっている。このことは同月辛丑に出された改元の詔を併せ考えることによって明らかになってくる。

詔に曰く、……。惟うに世祖皇帝、位、長久に在り、天人協和し、諸福咸至る。祖述の志、良に切に朕の懐なり。今、特に元統三年を改め、至元元年と為す。成憲を適遵し寛条を誕布し、庶くは禎祥格り、永に景祚を綏んぜんことを。「元史」卷三八

と述べている。すなわち元朝初代の天子世祖の至元年間を盛世と見、その再現を願ひ再び至元の年号を用いんという

のである。以上の二つの事実からバヤンの思考するところは、復古的保守的方向であることを知り得る。したがって以後の具体的政策にも当然その閉鎖的色彩が現われてくることは想像に難くない。

とくにそれが顕著に表わされるのは対漢人・南人政策である。先の科挙の禁もその一つではあるが、さらに「元史」本紀(卷三九)には

至元三年(二三三七)四月癸酉、漢人・南人・高麗人に禁じて、軍器を執持するを得ず、凡そ馬を有つもの拘りて官に入れしむ。……。

是月、詔して、省院臺部宣慰使廉訪使、及び郡府幕官之長、並びに蒙古、色目人を用うべし、と。漢人・南人に禁じて蒙古・色目文字を習学するを得ざらしむ。同年五月戊申、詔して、汝寧の棒胡、広東の朱光卿、聶秀卿ら皆漢人に係る。漢人にして官、省臺院、及び翰林集権に有るもの、講求・誅捕の法をもって聞すべし、と。

是歳(至元三年)伯顔、張王劉李趙の五姓の漢人を殺さんことを請う。帝、従さず。

と列挙し得る。最初に見える軍器の禁は、必ずしも珍らしい禁令ではないが、以下の条項はいずれも時代の趨勢に逆

らってことさらに漢人と蒙古人を離間せしめんとしている。のちにもバヤンは、漢人廉訪使が反乱に連坐していたことにかこつけ、漢人を廉訪使にしないことを制度化しようとしており、^⑧ あいまいになりつつあった支配の蒙古・色目、被支配の漢人・南人の關係を峻別しようとするのが彼の持論であったことは明白である。野に置けば反乱し、官に入れば蒙古人を凌駕する漢人たちは、蒙古至上主義を理想とするバヤンにとって我慢ならない存在として映じたのであろう。なお「庚申外史」には彼の漢人に対する圧政は、術者が彼の将来を占い、南人の手で死ぬと予言したことに由来すると述べている。あるいはそのようなことも遠因としてあったのかもしれない。

バヤンのこのような保守的態度は、彼のうえでは当然權威主義へと進んでゆく。全權委托されている彼はそれを全ておのれのものとして權威を高めようとする。

「輟耕録」によると伯顔の官爵名をすべて列記すると二百四十六字あったという、また

時に天下の貢賦、多く伯顔の家に入る。省臺院官、皆その門下より出、朝を罷む毎に皆これを擁して退く、朝廷これを為に空なり。(「庚申外史」至元三年の条)

との有様であり、さらにまた、彼に導従する兵士は街に溢

れ、帝の儀衛兵士はるかにうわまわったともいう。^⑨ こうしたことは次第に天子を軽んずる行為となつて現われる。

至元二年(一三三六)八月甲戌朔、威順王寬徹不花に命じて、還り湖広に鎮せしむ。是より先、伯顔、制を矯わりこれを召して京に至らしむ。是に至つて帝、帰藩せしむ。(「元史」卷三九)

と述べて、彼が制旨を矯むる行為を行っていることを知らしめている。この事態を憂いたのであろう順帝は同年十月とくに詔して、バヤンら四人は毎日内廷で聚議すること命じている。^⑩ 上層部の合議によってバヤンの独走をおさえんとしたものであろう。しかし効果はなかった。ようやく二十才を迎えんとする若年の天子と五十を越えた老練な政治家とは勝負にはならない。さらに、かつて仕えた郷王徹徹禿を私怨から誣奏し詔勅を待たずに殺してしまった。

伯顔、もと郷王の家奴なり。郷王、使長たるを謂う。伯顔、怒りて曰く、我、太師たり、位、人臣を極む。豈、なお使長有るべけんや、と。遂に郷王、謀りて不軌を為すと奏し、郷王を殺し、并せて王子数人も殺す。(「庚申外史」至元三年の条)

と。こうしてほしいままに威を震うバヤンにとって、注意す

べきは順帝一人である。そこで彼は帝の起居を伺わせんがため、甥のトクト(脱脱)を宿衛に入れた。加えて順帝にとって不幸であったのは、今や太皇太后として隠然たる力を持ち、我が子燕帖古思を大位につけることを願う文宗后不答失里が、バヤンとの結びつきを強めていたことである。

伯顔、数は太皇太后宮へ往き、或は通宵出でず。京師これが為に語りて曰く、上は君を把りて欺き、下は民を把りて虐す。倚りて太皇太后に恃着す、と。(「庚申外史」至元三年の条)

そしてこの関係はやがて、

伯顔、太皇太后と謀り、燕帖古思を立て帝を廢さんとす。(「庚申外史」至元四年の条)

として、順帝廢除への動きとなっていたことがわかる。再び危機が順帝の身にせまっていたのである。

しかしまたバヤンの側にも、大きな誤算があった。順帝の起居をさぐらせるために宿衛においたトクトが、伯父バヤンの専横を心好く思っていなかった。トクトは彼を伯顔の姻戚として警戒する順帝とその側近に、忘家徇国の意を示し、二心なきことを説いて、ようやくその信任を得て、バヤンの動きを抑止せんとしていたのである。

バヤンが、このようなトクトの態度に疑念を抱くように

なったのは、先にのべたバヤンが「漢人不可為廉訪使」を立法化しようとし、いられなかったときからである。不許可の原因がトクトの進言あったことを知ったバヤンは、「必当治之(脱脱)」と大いに怒ったという。これは至元五年(二三三九)末の頃のことと思われる。こうして悪化した二人の間は、バヤンが再び制旨を待たず、威順・宣讓の二王を貶流した事件で決定的となり、順帝とトクトにバヤン追放を決意せしめることとなった。トクトの伝には

伯顔、擅まに宣讓・威順二王を貶するに及んで、

帝、その忿に勝えず。これを逐わんと決意す。一日、

泣して脱脱に語る。脱脱また泣下す。(「元史」卷二三

八、脱脱伝)

とその有様を伝えている。決意を固めたトクトは、ひそかに宮門の出入を厳しくしバヤンを禽えんとするが、バヤンもまた警備嚴なるを疑い、トクトを責めつつ、自らも守りをかためた。こうして険悪な状態のまま至元六年(一三四〇)二月にいたった。一計を案じたのであろうバヤンは順帝を田獵に誘った。しかし危機を察したトクトの進言により帝は病を称して出ず、やむなくバヤンは燕帖古思をとめない都を後にした。二月十五日のことである。このチャンスをとらえたトクトは、帝およびその側近とはかりバヤン追放

の計を実行に移してゆく。彼はひそかに兵をおくり燕帖古思を連れ戻し、すべての城門をとぎした。そしてバヤンを罪し、河南行省左丞相に黜する詔を作らせ、夜半にいたつて伝旨の使者をバヤンのもとに走らせたのである。翌朝にいたり、バヤンの伝には、

伯顔、人を遣し城下に来り故を問う。脱脱、城門上に偃り、有旨を宣言し、丞相一人を黜するのみ。諸從官は罪無し。各々本衛に還るべし、と。伯顔奏して陸薛

せんことを乞う。許さず。遂に行く。(「元史」卷二三八)と記し、為すすべもなく一人貶流の地に向つたバヤンの姿を伝えている。この時バヤンは、部下の拳兵して主謀者を明らかにせよとの提言をしりぞけて、

只だ、汝輩、嘗時、脱脱と不和を為す。今日有るを致す、なお我を誤わさんと欲するや。情として知る、帝、豈に我を殺さんとするの心有らんや。皆脱脱賊子の所為なることを、と。(「庚申外史」至元六年の条)

と慨嘆したが、時すでに遅きに失つた。翌三月、さらに南恩州陽春県(広東・陽春)に徙され、その途次病死したといふ。

こうしてわずか二日の鮮やかな無血革命が成功し、約五年にわたつたバヤン専横の時代に終止符がうたれたのである。

順帝は即位より八年、エンチムルそしてその一族、ついでバヤンとつづいた権臣の跋扈に身の安まる暇がなかったであろう。権衡、いうところの「恐懼之心」時代がこの八年間であった。しかしようやく順帝も二十二才の青年天子に成長していた。バヤンを逐つた忠臣トクトの補佐を得て新しい時代が期待されるのである。

三

バヤン追放後ただちに、新しい人事が発せられた。その時中書右丞相に任命されたのはトクトではなく、その父したがってバヤンの弟でもあるマジャルタイ(馬札児台)であった。

マジャルタイは、その伝(「元史」卷二三八)によれば地方にあっては民政に意を用い、中央にあっては彼を寵遇した仁宗の恩に報いることを思ひ、性格きわめて穏やかな人物であったと思われる。兄バヤンが秦王となり、彼にも王位が与えられんとしたとき「兄弟並びに王たるは宜しからず」と述べて受けず、のちに、答刺罕の称号もまた辞退している。

監察御史普魯臺言く、右丞相馬札児台、答刺罕及び王爵の名号を辞す。宜しく天下に示し以て廉讓を勧めよ、

と。これを従す。(「元史」卷四〇・至元六年五月の条)

と述べる如く、廉讓の範として天下に示されたという。そこには兄や、その息子に見るような強い個性や政治力を窺知することはできない。ここは当然トクトが就くべき地位を父に譲ったと見るべきであろう。したがってトクトは知枢密院事、弟の也先帖木児は御史大夫として父を補佐する体制が考慮されている。

この新政権にとって最初の大きな仕事は、内廷の肅清であった。

至元六年(一三四〇)六月丙申、詔して文宗廟の主を撤し、太皇太后不答失里を徙して東安州に安置し、太

子燕帖古思を高麗に放つべし、と。(「元史」卷四〇)

この詔はさらにつづき、その述べるところは、いままで公然の秘密とされていた明宗謀殺事件と、それより派生した順帝の貶謫、順帝即位にいたる間の企策など一連の謀略を天下に明らかにし、つねにそれに加担し、なお勢力を維持している太皇太后と、その子燕帖古思の追放を宣言しようとするものであった。

先に述べた如く太皇太后はバヤンと結すんで順帝を廃せんとし、燕帖古思は順帝に代って位につくべき人物であった見ればこの処分の意図するところはきわめて明白であ

る。加えて、明宗以来続いた宮廷内の黒い霧と権臣支配を一掃し、順帝の天子としての權威が確立したことを天下に示さんとしたものであろう。そのためには敢て十年前の醜聞を公けにし、今に至って処分することもはばからなかったわけである。

こうして事態收拾が終り、一応安定をとりもどした同年十月、マジアルタイは職を辞し、トクトが後を襲った。この辞職について「庚申外史」は次のように伝えている。

馬札児台……首相となり僅か半載にして、通州に場坊を置き酒館を開く、糟房日々万石に至る。又、広く長蘆・淮南の塩を販せしむ。其の子脱脱、然りと以為ず。参政仏嘉問に嗾して曰く、吾が父、君を喜ばし君の言う所聴かざるはなし。蓋し吾が父を諫め解職して、間居せしめよ。然らずんば人まさに我が家を議して、其兄を逐うて其位を攘む、と。衆口は甚だ畏るべきなり。(至元六年の条)

とあって、その言の如く仏嘉問が諫言し、それによってマジアルタイは辞職したと続けている。しかしトクトの議論はいづれにしろ辞職を必要とするほどのものではなく、父を傷つけることなく自らが後を継がんとするための配慮であり演出であったと考えられる。

このような経緯をふみつつ、トクトは政界の頂点に進出して来た。しかし彼はバヤンの如き漢人ざらいでもなく保守的官僚でもなかった。広い視野にたち積極的に事に対処しようとする気魄と実行力を兼ね備えた人物であること、その政策に明らかである。このようなトクトの態度は、幼少から彼が師事した呉直方なる人物の影響が大きく作用していると思わる。呉直方自身については明らかではないが、トクトがバヤンの専横を憂いつつもその一族であることに躊躇していたとき、「大義、親をも滅す。大夫はただ国家に忠あるを知るのみ。」と勵まし、また、バヤン追放の計も彼の指示を仰いでいる。^⑤

トクトの最初の施策は、バヤンによって廃止されていた科挙の復活であった。^⑥ 至元六年(二三四〇)十二月のことである。彼が最初に科挙の復活を行ったことは、固定化した人事を打破するための人材登用であり、バヤンによって離間された蒙漢関係の融和であって、彼の為政方向を知ろうえでの重要なポイントといえるであらう。

翌正月元日、至元を至正と改元する旨の詔が発せられた。^⑦ この詔はマジヤルタイの勞をねぎらい、新宰相、トクトと帖木児不花の両者を督励するものでしかないが、「至正」の文字に表わされる順帝のはつらつとした意気を感じ

しめずにはおかない。この時、順帝二十二才、トクト二十七才、この両者によって以後約四年、積極的政治が遂行されるのである。

その中心となるのは経済政策を基本とする民政安定策である。

至正元年(二三四一)正月、是月、天下の税糧五分を免ず。「元史」卷四〇)

に始まった経済政策は、翌月には至元鈔、中統鈔の発行が行われ、さらに塩額の減免が示される。至正二年(二三四二)十月の条には

甲子、杭州・嘉興・紹興・温州・台州等の路、各々校批驗塩引所を立つ。権りに兩浙の額塩十万引、福建の余塩三万引を免ず。「元史」卷四〇)

塩の管理を是正することによって、生産者の負担を軽減せんとしたものである。そして再び至正三年(二三四三)十月に民間の田租五分が蠲かされている。^⑧ 一方緊急の用や軍儲には僧寺道觀の田から糧米を徴し、^⑨ 民に及ぼすことを避けるなどの配慮も怠っていない。さらに京師の燃料不足を補わんとし、西山の煤(石)炭を運ぶための運河、金口河の開鑿をはかっていること、「庚申外史」および「元史」河渠志に詳しい。これは完全な失敗に終ってはいないが、そ

の発案は民政安定策にあった。

文化面での最大の事業は、宋・遼・金三史の編纂に着手したことであろう。至正三年（一三四三）詔が出されトクト自ら都総裁官、すなわち総責任者となつてこの事業に取り組んだ。前王朝の正史を作ることは、元朝の正統性を主張し、順帝の權威をたかめ、漢人士大夫との協調をはかり得るなど、そのもたらすところきわめて大である。トクトの着眼もそこにあつたにちがいない。こうした着眼はさらに途絶えていた太廟の四時の享りを再興すること。文宗のサロン奎章閣を宣文閣として改め、漢人知識人を集めたこと。経筵を開き儒典の講義を盛にしたこと。加うるに、貞觀政要の翻刻、至正条格の編纂など一連の文化的事業にあまねく披瀝されている。そして彼の視野は福祉厚生面にまで及んだ。二度にわたる高年者への帛の賜与がそれである。さらに仏教統領の官署、宣政院の長官を兼任し、僧侶が利益を求めて僧司の復活を願ひ出たのに対し、地獄中に地獄をおくようなものだとして退け、仏教行政にもその手腕の一端を見せている。

こうしてトクトの鋭い政治感覚は随処に發揮された。そして彼の思考するところは、元朝が閉鎖性を排除し、蒙漢融合による中国的国家へと転進することにあつたといえ

る。その意味では、沈滞の感をぬぐい得なかつた元朝の政治に一陣の清風を吹き込んだものであり「至正の改革」とも称すべき意欲に富んだ為政であつた。彼の伝に「中外、翕然として称するに賢相たり、と。」とあるのもあながち誇張ではない。むろん彼の背後には政治に興味を持ちはじめた青年天子順帝の全幅の信任と援助が存したことはいうまでもない。

しかるに、こうした改革がようやく軌道に乗らんとした至正四年（一三四四）五月、突然トクトは辞職を願ひ出る。

乙未、右丞相脱脱、職を辞せんとす。許さず。（元史）

卷四一）

と一旦却下されたが、彼の辞意が強固であつたのか、九日後に辞任を認められ政界から引退してゆく。彼の伝によれば

時に疾有り、漸く羸る。且、術者また年月の不利を言う。乃ち上表し位を辞せんとす。帝、允さず。凡そ、十七を表して上す。始めてこれを従す。（元史）卷一

三八）

とある。これによれば辞任の理由は表面的には病と年月の不利であるが、真相は十七ヶ条の上表の中にあることが感じられる。しかしその内容を現在知ることができない以上

如何とも論じ難い。ただ、その前年十二月、中書左丞相に任命されたベルケブハ（別児怯不花^⑧）の存在が一因として内在しているのではないかとの推測を為し得る、その手掛りは「庚申外史」にある。至正四年（一三四四）の条に

太師馬札児台、老を告げ退きて甘州に居る。是に譚言あり。行きて問うに父子各々相い猜疑す。脱腕、因つて相位を致せんことを乞い、願わくば甘州に往き侍親と、詔してこれを許す。

と記し、譚言があり、そのため父子の間で意志の疎通を欠く事態が生じたのが辞任の原因としている。これを「元史」本紀の記事を見ると、

至正七年（一三四七）六月、詔して太師馬札児台の官を免じ、西寧州に安置す。其の子脱腕、請うて父と行を俱にせんと。（「元史」卷四一）

とし、さらに翌七月の条に

馬札児台を甘肅に徙す。別児怯不花の譚を以つてなり。（「元史」卷四一）

とある。かなりの年月の差異はあるが、内容は一致し、譚言の主がベルケブハであったことが明白となる。ベルケブハがトクトと直接対立関係にあった事実は見出し得ないが、トクトの辞任がベルケブハの存在と無関係であったと

は考え難い。先に述べたトクトの師、呉直方もこのころ彈劾を受けている事^⑨を考え併せるとき、ベルケブハによって代表される反トクト勢力、したがって保守勢力の抬頭があったのではなからうか。そしてその攻撃目標がまず父マジャルタイに向けられたことを知ったトクトに職を捨て父のもとにゆくことを決意させたと思われる。とにかくこの辞職によって、トクトの意欲的な為政も四年を満たず終りをつげたのである。

甘肅に移ったマジャルタイはまもなく歿し、トクトは再び京師に召還されるが、太子太傅という閑職であった。至正九年（一三四九）再び起用され宰相に返り咲くが、内廷の状況は変化し、昔日の権勢をとりもどすべくもなかった。至正十一年（一三五〇）韓山童の拳兵を皮切りに各地におこる反乱に対処し、みずから兵をひきいて出陣し奪戦を重ねるが、内廷を牛耳りつづあった姦臣ハマ（哈麻^⑩）らの陥計によって罪せられ、至正十五年（一三五五）はるか吐蕃の境で非業の死をとげるにいたる。^⑪

順帝もまたトクトの辞任のころを契機としてとみに政治への意欲を失っていった。

庚申帝、寛平の心あり、一変して驕惰の心となる。驕惰の心既に生じ、哈麻、邪淫の説を進むるなり。（庚

と嘆ずるが如く、哈麻の薦める劣悪な西僧を寵愛し、淫靡な遊戯に耽溺して醜聞を天下にさらすことは諸資料に詳しく記すところである。

四

順帝、在位三十六年の永きに及ぶも、その真価は、トクトと組んだ至正の初、四ヶ年にのみあったことは以上述べきたったところで明らかであろう。権衡はこれを「寛平之心」時代と評するが、寛平の語に表現される穏やかさよりはるかに意欲的な時代であり、むしろ「気鋭之心」時代とも称すべきであろう。

しかし、結局、元朝最大の欠陥として指摘される皇帝権の弱体と、権臣、親族入り乱れて争う人的混乱の状態を打破し得なかった。この点に順帝とそしてトクト、両者の限界を見なければならぬ。再び権衡の言を借りれば、

庚申帝をして其の心を持つること、常に至正の初め
如くあれば則ち、將に終に大位を保たん。何ぞ遠遁し
これが虜となるに至らんや。

と論ずるが、両者の限界は元朝のもつ限界でもあった。元朝が卓越した武力と溢れる自信を喪失したときからすでに

歴史の流れは彼らを支流に追いやっていたのである。全体の流れにたってみるととき順帝とトクトの働きさえもそれを再び主流にもどさんとしたわずかな動きにすぎなかったといえよう。それを生かすべきものを元朝はすでに失っていたのである。こうして元朝は亡国への歩みを速めていった。

註

- ① 「庚申外史」巻末
- ② 「南村輟耕録」巻二
- ③ 「順帝」は明のつけた諡号。「惠宗」は北元のつけた廟号。「庚申帝」は延祐七・庚申歳生れにちなんだ呼称。
- ④ 藤島建樹「元の明宗の生涯」(『大谷史学』第二二号) 伝は「元史」巻一三八にある。
- ⑤ 至順元年(一二三〇)四月辛丑、明宗后八不沙被讒遇害。遂徙帝於高麗、使居大青島中、不與人接。閱一載、復詔天下、言明宗在朔漠之時、素謂非其己子。移於廣西之靜江。(『元史』卷三八)
- ⑥ 万斯同輯「庚申君遺事」に諸説を詳記している。
- ⑦ 燕帖木兒……恐妄欲帖木兒至而治其罪。姑秘文宗遺詔、屏而不發。(『庚申外史』元統元年の条)
- ⑧ 燕鉄木兒與羣臣議立文宗子燕帖古思。文宗后曰、天位至重。吾子年方幼冲豈能任耶。明宗有子妥權貼睦爾出居廣西。今年十三矣、可嗣大統。於是、奉太后命、召還京師。(『元史』卷一三八燕鉄木兒伝)
- ⑨ (至順)四年(一二三三)六月己巳、帝即位於上都。(『元

史」卷三八)

①① (至順四年) 八月。是月、立燕鉄不兒伯牙吾氏、為皇后。

(「元史」卷三八) なお、燕鉄木兒の伝では至元元年三月、「庚申外史」は至順四年九月のこととしている。今は本紀による。

①② 至元元年(元統三・一三三五)三月、是時、撒敦已死、唐其勢為中書左丞相。(「元史」卷一三八燕鉄木兒伝)

①③ 至元元年七月壬午、伯顔殺皇后伯牙吾氏于開平民舍。同十月丁巳、流晃火帖木兒・答里・唐其勢子孫於邊地。(「元史」卷三八)

①④ (伯顔) 奉成宗命、侍武宗于藩邸。延祐三年、仁宗命為周王常侍府常侍。(「元史」卷一三八、伯顔伝)

①⑤ 伯顔奏曰、……往時我行有把馬者。久不見問之云、往應舉未回。我不想科舉都是這等人得了。遂罷今年二月禮部科舉。(至元元年の条)

①⑥ 伯顔贊帝遵旧章。奏寢妨農之務、停海内土木营造。(「元史」卷一三八伯顔伝)

①⑦ 會河南范孟矯殺省臣、事連廉訪使段輔、伯顔風臺臣言、漢人不可為廉訪使。(「元史」卷一三八伯顔伝)

①⑧ 「庚申外史」至元元年の条にある。「輟耕録」卷一権臣擅政の条。

①⑨ 伯顔自領諸衛精兵。……導從之盛、填溢街衢。而帝側儀衛、反落落如晨星。勢饑薰灼。天下之人、唯知有伯顔而已。(「元史」卷一三八伯顔伝)

①⑩ 至元二年(一三三六)十月己亥、詔每日右丞相伯顔・太保定住・中書平章政事孛羅・阿吉剌聚議於內廷。(「元史」卷三

九)

②② 初伯顔欲以其姪脱脱宿衛、伺帝起居。……(「元史」卷一三八伯顔伝)

②③ 脱脱深憂之、乘間、自陳志家徇國之意。帝猶未之信。遣阿魯・世傑班、日以忠義與之往復論難、益知其心無他。遂聞于帝。帝始無疑。(「元史」伯顔伝)

②④ 遂與世傑班・阿魯議侯伯顔入朝禽之。戒衛士殿宮門出入。伯顔見之大驚、召脱脱責之。……伯顔遂疑脱脱、益增兵自衛。(「元史」伯顔伝)

②⑤ この事件については「元史」伯顔伝、脱脱伝および「庚申外史」至元六年の条の記事を併せると明白となる。

②⑥ 至元六年(一三四〇)三月辛未、詔徙伯顔於南恩州陽春泉安置。(「元史」卷四〇)

②⑦ (馬札兒台) 拜陝西行台治書侍御史、關陝大饑賑貨有不及者、盡出私財。以周貧民、所治甚衆。……邊民歲有徭役、悉蠲除之。……以仁宗寵遇之深、忌日必先百官詣原廟致敬、……(「元史」卷一三八、馬札兒台伝)

②⑧ 詔曰、……不答失里本朕之嬖、乃陰構奸臣、弗體朕意。僭膺太皇太后之号、迹其閹門之禍、離間骨肉、罪惡尤重、撥之大義、削去鴻名徙東安州。燕帖古思昔雖幼冲、理難同處。朕終不陷於覆轍、專務殘酷。惟放諸高麗。……(「元史」卷四〇)

②⑨ 至元六年(一三四〇)十月壬寅、馬札兒台辭右丞相職、仍為太師。以脱脱為中書右丞相。(「元史」卷四〇)

③⑩ 及就學、請於其師浦江吳直方曰、……歸與直方謀。……(「元史」卷一三八脱脱伝)

③⑪ 至元六年(一三四〇)十二月、復科舉取士制。……(「元史」卷四〇)

③② 至正元年(一三四一) 春正月、己酉朔、改元。詔曰、
…。(「元史」卷四〇)

③③ 至正元年(一三四一)二月、是月、印造至元鈔九十九萬
錠。中統鈔一萬錠。(「元史」卷四〇)

③④ 至正三年(一三四三)十月己未、鄒民間田租五分。賜高年
帛。(「元史」卷四一)

③⑤ 至正二年(一三四二)六月戊申、命江浙撥賜僧道田還官徵
糧、以備軍儲。(「元史」卷四〇)

③⑥ 至正二年(一三四二)春正月丙戌、開京師金口河。
…。(「元史」卷四〇)

その他「庚申外史」至元六年の条、「元史」卷六六、河渠志
金口河の条に見える。

③⑦ 至正三年(一三四三)三月、是月、詔修遼・金・宋三史。
以中書右丞相脱脱為都總裁官。…。(「元史」卷四一)

③⑧ 至正元年(一三四一)六月戊辰、改舊奎章閣為宣文閣。
…。(「元史」卷四〇)

③⑨ 至正三年(一三四三)六月壬子、命経筵官月進講者三。
…。(「元史」卷四一)

その他「庚申外史」至正元年の条にも四書五経の講義のこ
とを記している。

④① 至正元年(一三四一)十二月乙卯、詔民年八十以上蒙古人
賜繪帛二表裏、其餘州縣、旌以高年耆德之名、免其家雜役。
…。(「元史」卷四〇)及び註③④参照。

④② (至正)四年(一三四四)閏月、領宣政院事、諸山主僧、
請復僧司。且曰、郡縣所苦、如坐地獄。脱脱曰、若復僧司、
何異地獄中復置地獄邪。(「元史」卷一三八、脱脱伝)

④③ 至正七年(一三四七)三月庚申、監察御史王士點、劾集賢
大学士吳直方。躡進官階、奪其宣命。(「元史」卷四一)

④④ (至正)八年命脱脱為太傅。提調宮傳。綜理東宮。九年:
…遂詔脱脱復為中書右丞相。(「元史」卷一三八、脱脱伝)

④⑤ 伝は「元史」卷一〇五、姦臣伝にある。

④⑥ (至正十五年)三月…列疏其(脱脱)兄弟之罪。於是、
詔流脱脱于雲南大理宣慰司鎮西路。…九月、遣官移置阿輕
乞之地。十二月己未、哈麻矯詔遣使鴆之。死年四十二。(「元
史」卷一三八、脱脱伝)